

お客様各位

口座登録法・口座管理法への対応について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では 2026 年 1 月 5 日に「一般社団法人しんきん共同センター」の勘定系システムへの移行を予定しております。そのため、2025 年 4 月 1 日から開始される、「口座登録法」および「口座管理法」^(注)に関する下記の業務につきましては、誠に勝手ながら 2026 年 1 月 5 日より開始することといたしました。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

記

1. 当金庫が窓口で、公金受取口座の登録を受付する業務（口座登録法）

※お客様が、マイナポータル等の行政窓口で当金庫預金口座を公金受取口座として登録することは、現時点でも可能です。

2. 当金庫が窓口で、他金融機関の預貯金口座へのマイナンバー付番を受付する業務（口座管理法）

※他金融機関の窓口においても、当金庫預金口座へのマイナンバー付番は 2026 年 1 月 5 日からとなります。

※当金庫の窓口で、当金庫の預金口座へのマイナンバー付番を行う業務は、現時点でも可能です。

3. 当金庫の窓口で、災害時に預貯金者、相続時に相続人の方から、マイナンバーが付番された他金融機関の預貯金口座の有無や残高の照会を受付する業務（口座管理法）

※他金融機関の窓口で、マイナンバーが付番された当金庫預金口座の有無や残高の照会を行うことについても、2026 年 1 月 5 日から可能となります。

注「口座登録法」および「口座管理法」

口座登録法：公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

口座管理法：預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

以 上



城南信用金庫